

鳥取県公報

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 港湾区域の指定
医療機関の指定解除
医療機関の指定
開墾事業補助規程の一部改正
種畜証明書の書換交付
健康保険法等に基づく現物給与の標準価格の改定
県営農地保全事業の施行申請について
土地改良区設立の認可申請
気腫疽予防注射の実施について
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正
- ◇教委規則 教頭設置規則制定
校舎主任規則制定
主事設置規則制定
- ◇教委訓令 校名変更による辞令について
- ◇教委告示 県立高等学校の校名変更

告示

鳥取県告示第百五十四号

鳥取港の港湾区域を次のとおり定めた。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

記

港名 港 湾 区 域

鳥取港 鳥取港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十

二秒、東経百三十四度一分十二秒）から百三

十二度二百七十メートルの地点を中心として千

五百メートルの半径を有する円内の海面並びに

千代川幹川と支川湖山川合流の導流堤先端より

三十八度に引いた千代川幹川の下流の河川水面

及び支川湖山川第一橋りよう下流の河川水面。

鳥取県告示第百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第

四項の規定による辞退届があつたので次のように結核医療機関の指定を解除した。

昭和二十八年四月十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取市新町五〇番地 昭和二十八年三月二十一日
稲富医院 解除年月日

鳥取県告示第百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年四月十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
名 称 所 在 地 管轄保健所 指定年月日
勝部村診療所 気高郡勝部村大 気高保健所 昭和二十八年三月二十九日
牧田医院 東伯郡倉吉町東 倉吉 〃
中下医院 西伯郡境町中町 米子 〃
三四

堀井医院 西伯郡庄内村 〃

鳥取県告示第百五十七号

開墾工事補助規程（昭和二十三年十月鳥取県告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年四月十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條を次のように改める。
第二條 補助金は開拓地における開田又は開畑の事業及び開田又は開畑のため必要なかんがい排水、農業用道路その他の施設の新設廃止又は変更に関する工事に要する経費に対して交付する。

第三條を次のように改める。

第三條 前條に規定する経費及びその補助率は次のとおりとする。

一 入植者又は入植者の団体の行う開田又は開畑の事業に要する経費

(1) 昭和二十六年以降の入植者には一戸当り開田

又は開畑計画面積の八十パーセントまでの施行部分についてはその工事費の百分の四十五以内

(四) 昭和二十五年以前の入植者には一戸当り開田又は開畑計画面積の八十パーセントまでの施行部分についてはその工事費の百分の四十以内

二 開田又は開畑のための必要なかんがい排水、農業道路その他の施設の新設、廃止又は変更に関する工事であつて国又は国の委任をうけて県が行う工事（以下「開墾建設附帯工事」という。）地区で土地改良区又は農業協同組合その他知事の適当と認める者が行う当該開墾建設工事以外のかんがい排水その他の施設の新設廃止又は変更に関する工事に要する経費工事費の百分の五十以内

三 前号の地区以外の地区で入植者又は知事の適当と認める団体が行う開田又は開畑のため必要なかんがい排水、農業用道路その他の施設の新設廃止又は変更に関する工事に要する経費工事費の百分の五十以内

様式第二号を次のように改める。

様式第二号

開墾工事補助金請求書

一金

昭和 年度（自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日）事業のため支出した金額規程第三條第一号開墾費 円に対し四、〇割以内
〃 第二号開墾建設附帯工事費 円に対し五、〇割以内
〃 第三号小圃地建設補助工事費円に対し五、〇割以内
昭和 年 月 日附鳥取県受耕第 号指令に基く補助金を交付下さるよう事業成績書及び收支決算書を添付し請求します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿
住 事業主体
組 合 長

附 則

この規程は、昭和二十七年分補助金から適用する。
鳥取県告示第五十八号
次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。
昭和二十八年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	品 種	名 前	申 請 者
昭二七鳥地 五	黒毛和種	米松	東伯郡下郷村 松島 巖
" 三六	"	吉勇	山守村 笠原 豊
" 三七	"	金露	矢送村 河本 積
" 四〇	"	弥生	成美村 田中 壽光
" 四一	"	大山	倉吉町 東伯郡種牛農業協同組合

鳥取県告示第五十九号

昭和二十六年五月鳥取県告示第二百十八号健康保険法第二條及び厚生年金保険法第三條の規定に基く報酬の全部又は一部が金銭以外のものである場合の標準価格について次のとおり改正し昭和二十八年三月一から適用する。
昭和二十八年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 食 事	一人一箇月につき	金 千八百円
一 住宅	一 疊	金 五十円
一 被 服	"	金二百五十円

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五條第一項の規定により、東伯郡泊村大字石脇、榎井壽太郎外十八人及び同郡東郷町大字別所河原政信外十五人の者から、それぞれ農地保全事業を果敢で行うべきことの申請があつた。よつて同法第八十六條第二項において準用する第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十

四年農林省令第七十五号）第五十七條において準用する第十一條の規定により、次のとおり公告する。
昭和二十八年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 予備審査に関する調査報告書
 - (二) 土地改良事業計画概要書

二 縦覧期間

昭和二十八年四月十五日から同年五月四日まで

三 縦覧の場所

東伯郡東郷町役場
" 泊 村 "

四 意見の提出利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第

一項の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立について予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定により、次のとおり公告する。
昭和二十八年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 予備審査に関する調査報告書
 - (二) 土地改良事業計画概要書

二 縦覧期間

昭和二十八年四月十五日から同年五月四日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見のある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

別表

住所 氏名

土地改良区の名

縦覧の場所

鳥取市百谷	上山 吉平	外十六人	鳥取市百谷土地改良区	鳥取市役所
八頭郡散岐村大字小倉	金谷 勇治	外十四人	散岐村小倉	八頭郡散岐村役場
船岡町大字坂田	大橋雅太郎	外十五人	船岡町坂田	船岡町
東伯郡上井町大字上井	砂原 常藏	外十九人	上井町長谷	東伯郡上井町
小鹿村大字東小鹿	米田 正夫	外十四人	東小鹿	小鹿村
栄村大字上種	平信 幸治	外十四人	栄村第一	栄村
大誠村大字瀬戸	谷口 孝市	外二十人	大誠村	大誠村
泊村大字石脇	桜井壽太郎	外十八人	泊村石脇	泊村
気高郡中郷村大字絹見	尾崎 正	外十四人	中郷村絹見	気高郡中郷村

鳥取県告示第百六十二号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により次のように気腫疽予防注射を実施するので該牛の所有者は指定の日時及び場所に引き付け注射を受けることを命ずる。

- 昭和二十八年四月十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 実施の目的 気腫疽予防の爲
 - 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛（哺乳中のもの及び分娩前後一箇月以内のものを

除く

日	時	区	域	実施の場所
四月二十七日	午前九時	黒坂町	黒坂町上管	黒坂
〃 二十八日	一〇時	多里村	多里村新屋	古都 荻山
〃 三十日	〃	日野上村	日野上村河上、宮内、三栄、霞、生山	
五月一日	〃	大宮村	大宮村菅沢	印賀
〃 二日	一一時	阿毘縁村	阿毘縁村上阿毘縁、下阿毘縁	
〃 四日	一〇時	山上村	山上村役場前、尾郷わかれ、佐木谷	
〃 六日	〃	石見村	石見村下石見、上石見	
〃 七日	〃	福栄村	福栄村集畜場、上坂	
四	注射の方法		皮下注射	

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十四日
鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第五号
鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

第五條中「第七号」及び「第九号」を削り以下順次繰上げる。

第六條を次のように改める。

第六條 任用係は、左の事務を掌る。

- 一 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 二 研修の総合企画に関すること。
- 三 勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 四 職員の服務、分限、懲戒その他身分制度の立案に関すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

教頭設置規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

鳥取県教育委員会規則第二号

教頭設置規則

- 第一條 県立高等学校に教頭一人を置く。
- 第二條 教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 2 校舎主任又は主事を置いている学校の教頭は、前項の任務を遂行するため、校舎主任又は主事と連絡を密にしなければならない。

- 第三條 教頭は、当該学校教諭の中から校長の内申に基づき、県教育委員会が任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

校舎主任設置規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

鳥取県教育委員会規則第三号

校舎主任設置規則

- 第一條 次に掲げる県立高等学校の校舎に校舎主任一人を置く。
 - 一 県立鳥取高等学校家庭別科、水産別科校舎（岩美校舎）
 - 二 県立米子南高等学校農業科校舎（法勝寺校舎）
 - 三 県立境高等学校水産科校舎

- 第二條 校舎主任は、校長の命をうけ、その校舎の管理並びに設置課程の運営に当り、所属職員を監督する。

- 2 前項の任務を遂行するため、前條第一号及び第二号の学校の校舎主任は、教頭及び主事と、同條第三号の

学校の校舎主任は、教頭とそれぞれ連絡を密にしなければならない。

- 第三條 校舎主任は、当該学校教諭の中から校長の内申に基づき、県教育委員会が任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

主事設置規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

鳥取県教育委員会規則第四号

主事設置規則

- 第一條 全日制課程と定時制課程とを併設する県立高等学校の定時制課程に主事一人を置く。
- 第二條 主事は校長の命をうけ、定時制課程に関する校務をつかさどる。
- 2 前項の任務を遂行するため、校舎主任を設置して

る学校の主事は、教頭及び校舎主任と、校舎主任を配置してない学校の主事は、教頭とそれぞれ連絡を密にしなければならない。

- 第三條 主事は定時制課程に属する教諭の中から校長の内申に基づき、県教育委員会が任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県立鳥取農業高等学校

鳥取県立倉吉東高等学校

鳥取県立日野産業高等学校

昭和二十八年四月一日現に鳥取県立気高高等学校に勤務する者は、鳥取県立鳥取農業高等学校に、鳥取県立倉吉高等学校に勤務する者は、鳥取県立倉吉東高等学校に、鳥取県立日野高等学校に勤務する者は、鳥取県立日野産

業高等学校に、別に辞令を用いないでそれぞれ勤務を命
ぜられたものとする。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県教育委員会

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和二十八年二月二十日鳥取県教育委員会告示第七号を
もつて公示した県立高等学校の中、次のように校名を交
更した。

昭和二十八年四月十四日

鳥取県教育委員会

旧校名	新校名	変更年月日
米子農商高等学校	米子南高等学校	昭和二十八年 四月一日
日野農業高等学校	日野産業高等学校	同

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

御知ラセ!!

●日刊官報

(大蔵省印刷局発行) 一ヶ月定価二九〇、〇〇送料共
諸法令諸法則並に物価の改訂等幾多の社会運営上は
非必要な重要事項記載

●旬刊時の法令解説

(大蔵省印刷局発行) 三ヶ月定価三一〇、〇〇
官報に掲載せる諸法令を別の視野から平易な解説立
法主旨の説明・例示判決例内外ニユース等を記載し
た官報の副読本

●週刊財政経済弘報

(財団法人財政弘報社発行) 一ヶ月定価二五〇、〇〇送料共
財政経済関係の諸法令をたやすく解説説明せるもの

●単行本

自治庁選挙部監修 財団法人
ボケツト選挙法 地方財務協會刊
(選挙運動案内) 定価一八〇、〇〇
其の他政府刊行物及図書一切の御問合せ御申込は左記へ
御申越下さ

鳥取市若桜町三九番地

鳥取書籍販売株式会社(ロゴス書店)

大蔵省 印刷局 鳥取県官報販売所

電話 鳥取局 三、一五八
三、一五九

發行所 鳥取県鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取